



豊頃町公共施設等総合管理計画

豊 頃 町

平成29年3月

令和4年3月改訂



豊頃町 公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2. 豊頃町の概要とまちづくり	1
3. 公共施設等総合管理計画の位置づけ	2
4. 本計画の対象となる公共施設等の範囲	3

II 公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口予測	5
2. 豊頃町の財政状況	6
3. 公共施設（建築物）の状況	8
4. 公共施設（建築物）の建築年度別の状況	15
5. インフラ施設の状況	16

III 本町施設更新の基本方針

1. 豊頃町の公共施設等の課題	18
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針	22
2. インフラ施設の管理に関する基本方針	26
3. 各種個別計画の財政効果	28

V 公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制	32
2. 情報等の共有	32
3. PDCA サイクルの確立	32

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

昨今、高度経済成長期に整備された公共施設・インフラが、一斉に耐用年数を迎え、それらの適正なメンテナンスが社会問題となっています。

一方で、少子高齢化など社会構造の変化に伴い、地方自治体において人口減少が加速する中、老朽化する公共施設やインフラの更新費用を十分に確保するのは困難な状況にあります。

このことに関連して総務省から全ての自治体に対し、保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に管理するための公共施設等総合管理計画の策定を要請されているところです。

本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、多くの公共施設を建設してきました。その結果、本町が所有する公共施設は、役場庁舎などの行政系施設、義務教育を提供するための小中学校、える夢館、体育館やプールなど、町民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、そして町営住宅など多岐にわたっています。これまでは、新しい公共施設をどのように整備・管理していくかに重点が置かれ、施設の所管課がそれぞれの施設特性（機能）に合わせて個別に対応していたため、公共施設の全体像を統一的に整理したものではありませんでした。

しかし、それらの施設が今後、更新時期を迎えることから、多額の修繕や建替え費用に対する財源の確保が必要となります。また、厳しい財政状況の中、少子高齢化の進行と人口減少に対応していくには、今後の既存公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する住民ニーズに適切に対応する必要があります。このようなことから、身の丈に合った行政運営を目指し、公の施設の見直しと効率的な施設の保全管理を進めるため、長期的なビジョンにたって公共施設などを客観的に把握・分析し、今後の更新費用の見込みを明らかにした上で、用途ごとに戦略的な方針として「豊頃町公共施設等総合管理計画」を策定し、今後の公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

また、本計画は各種個別施設計画の内容及び令和3（2021）年1月26日付けの総務省通知を踏まえて改訂したものととなります。

2. 豊頃町の概要とまちづくり

豊頃町は、北海道十勝地方の東南部に位置しており、総面積は536.71 km²、人口3,022人（令和2年国勢調査）の町です。1級河川十勝川が東端を南東に流れ、その流域には平らで肥沃な耕地が広がり、両側は丘陵性の段丘が起伏し、町の面積の6割を占める森林地帯となっています。

これまで本町においては、1級河川十勝川・大津海岸原生花園などの豊かな自然や北海道十勝の大地で生産される農畜産物、秋鮭をはじめとする水産物など、自然と産業が調和する豊かな町を目指す本町ならではの地域特性を踏まえ、令和3年4月から「第5次豊頃町まちづくり総合計画（令和3年3月策定）」（以下、「総合計画」という。）をスタートさせ、様々な取組を進めてきました。

また、国において平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定・施行したことに伴い、本町は、国及び北海道と一体となり、中長期的視点に立って地域が抱える課題解決に向けて、

将来を担う子どもが安心して健やかに育つことができる社会を実現するなど、地域活性化につなげるための指針「豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、次世代に向けて更なる発展を遂げ、将来にわたって持続可能な地域形成を目指して町民一丸となって地域創生に向けた取り組みを推進しています。

3. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画については豊頃町まちづくり総合計画を上位計画と位置づけ、施設ごとの取り組みに対して、基本的な方針を提示するものです。



4. 本計画の対象となる公共施設等の範囲

本町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ施設を対象とします。公共施設（建築物）については、庁舎等行政関連施設、子育て支援施設、保健福祉・医療施設、町管理住宅、産業・観光関連施設、コミュニティ施設、スポーツ施設、社会教育施設、学校教育施設、供給処理施設、その他施設の11類型に分類しました。

また、インフラ施設については、道路・橋梁、簡易水道・下水道について現状の把握や基本的な方針を示します。

■公共施設等の分類

大分類	番号	施設分類名称	主な施設
公共施設 (建築物)	1	庁舎等行政関連施設	役場庁舎、大津支所など
	2	子育て支援施設	こどもプラザとよころなど
	3	保健福祉・医療施設	保健センター、福祉センターなど
	4	町管理住宅	町営住宅など
	5	産業・観光関連施設	とよころ物産直売所など
	6	コミュニティ施設	はるにれ友遊館など
	7	スポーツ施設	総合体育館など
	8	社会教育施設	える夢館、二宮報徳館など
	9	学校教育施設	小中学校、教員住宅など
	10	供給処理施設	リサイクルストックヤードなど
	11	その他施設	葬斎場、公衆トイレなど
インフラ施設	1	道路	
	2	橋梁	
	3	簡易水道	
	4	下水道	
	5	その他	

なお、各施設について、次の個別施設計画（長寿命化計画）を策定しています。

本計画はこれらと別に作成するものであり、これらの個別施設計画（長寿命化計画）と本計画は相互に連携をとり、計画推進を図ります。

■関連する主な個別施設計画（長寿命化計画）

公共施設 (建築物)	下記以外	豊頃町個別施設計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）
	町管理住宅	豊頃町公営住宅等長寿命化計画（計画期間：令和2年度～令和11年度）
	学校教育施設	豊頃町学校施設長寿命化計画（計画期間：令和元年度～令和10年度）
インフラ施設	橋梁	豊頃町橋梁長寿命化計画（計画期間：平成30年度～令和9年度）
	簡易水道	豊頃町簡易水道事業経営戦略（計画期間：平成29年度～令和8年度）
	下水道	豊頃町下水道事業経営戦略（計画期間：平成28年度～令和7年度）

5. 計画期間

計画期間は、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

計画期間「10 年間」

平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度

II

公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口予測

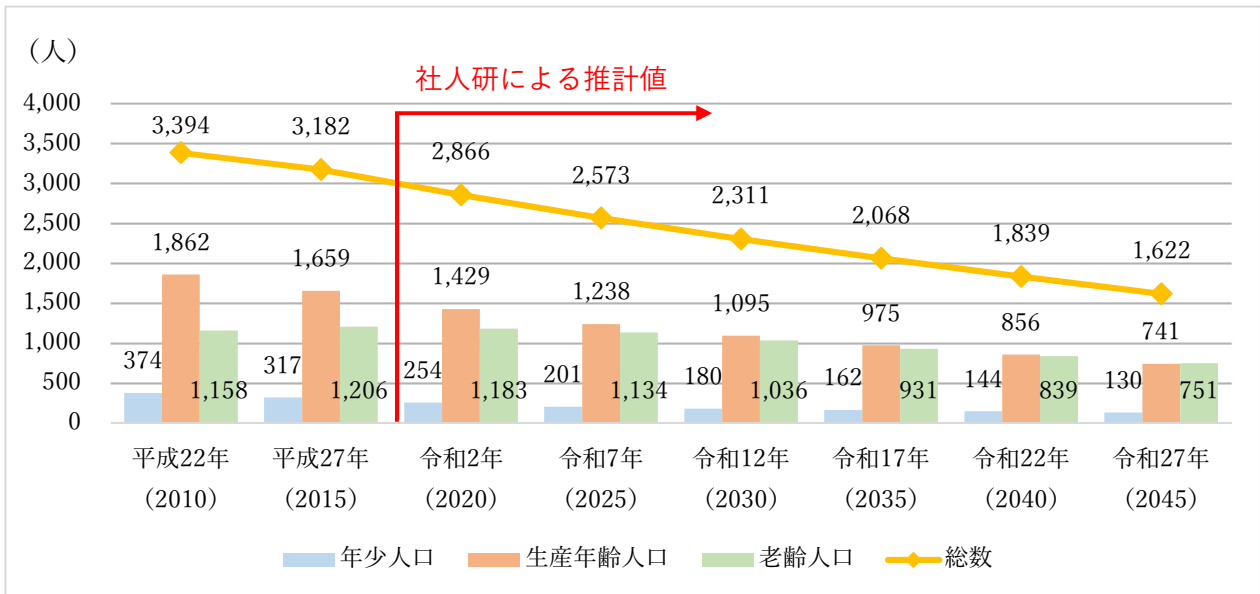
本町の人口は、国勢調査によると、昭和 30（1955）年の 10,725 人をピークに減少の一途をたどっており、令和 2（2020）年には 3,022 人となり、約 72%減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 30（2018）年 12 月発表）によると、令和 27（2045）年には 1,622 人程度になるとされています。

転入と転出による社会増減では転出超過が続いており、出生と死亡による自然増減では死亡数が出生数を上回る状態が続いています。

人口減少に伴い自主財源も減少し施設更新の財源が乏しくなるだけでなく、通常の維持管理費用も厳しくなるため、現状の施設数や面積は削減しなければなりません。

●国立社会保障・人口問題研究所推計（平成 30 年 12 月発表）による将来の人口予測



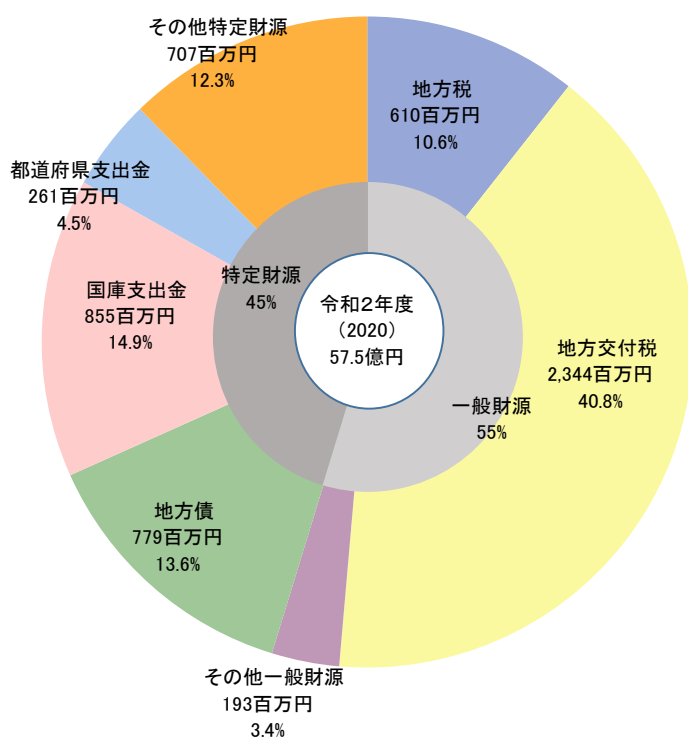
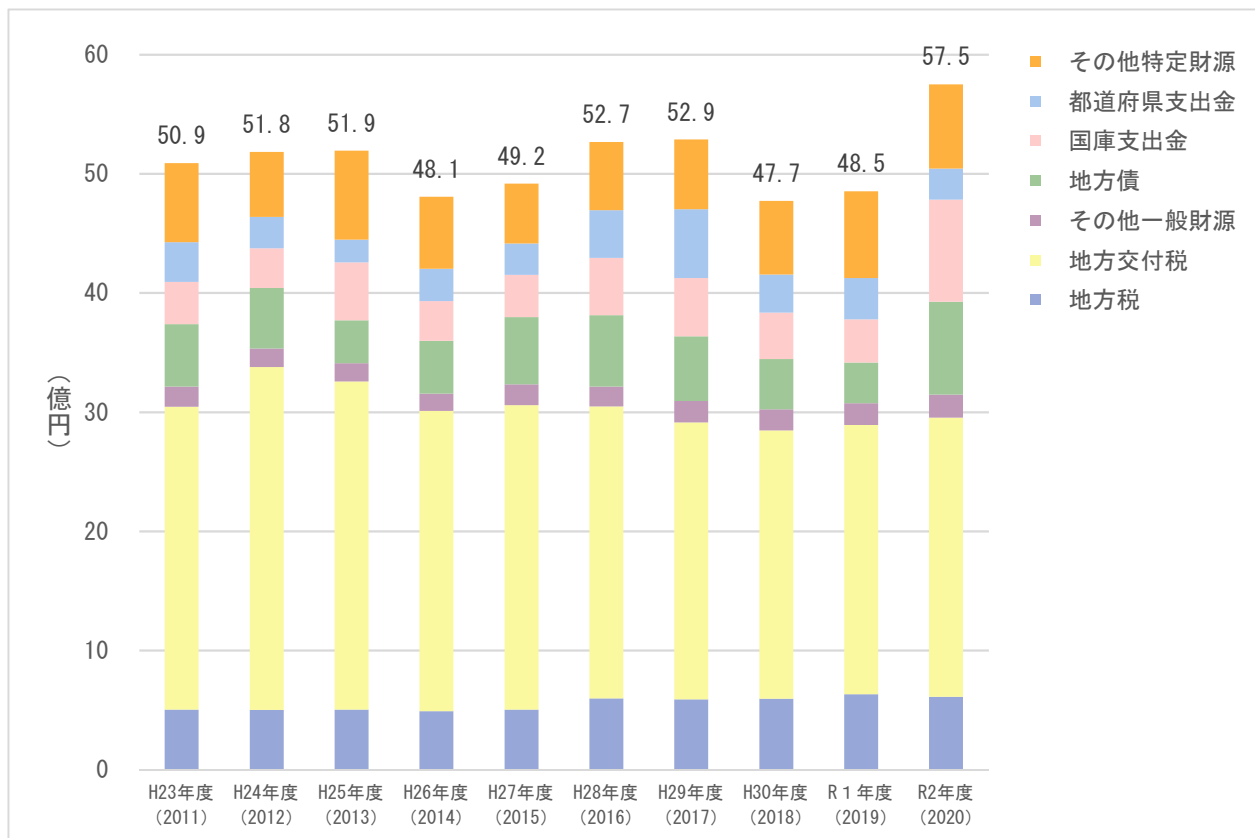
【単位：人】

(人数)	国勢調査確定値		社人研による推計値					
	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	R2 年 (2020)	R7 年 (2025)	R12 年 (2030)	R17 年 (2035)	R22 年 (2040)	R27 年 (2045)
0～14 歳	374	317	254	201	180	162	144	130
15～64 歳	1,862	1,659	1,429	1,238	1,095	975	856	741
65 歳以上	1,158	1,206	1,183	1,134	1,036	931	839	751
総人口	3,394	3,182	2,866	2,573	2,311	2,068	1,839	1,622

2. 豊頃町の財政状況

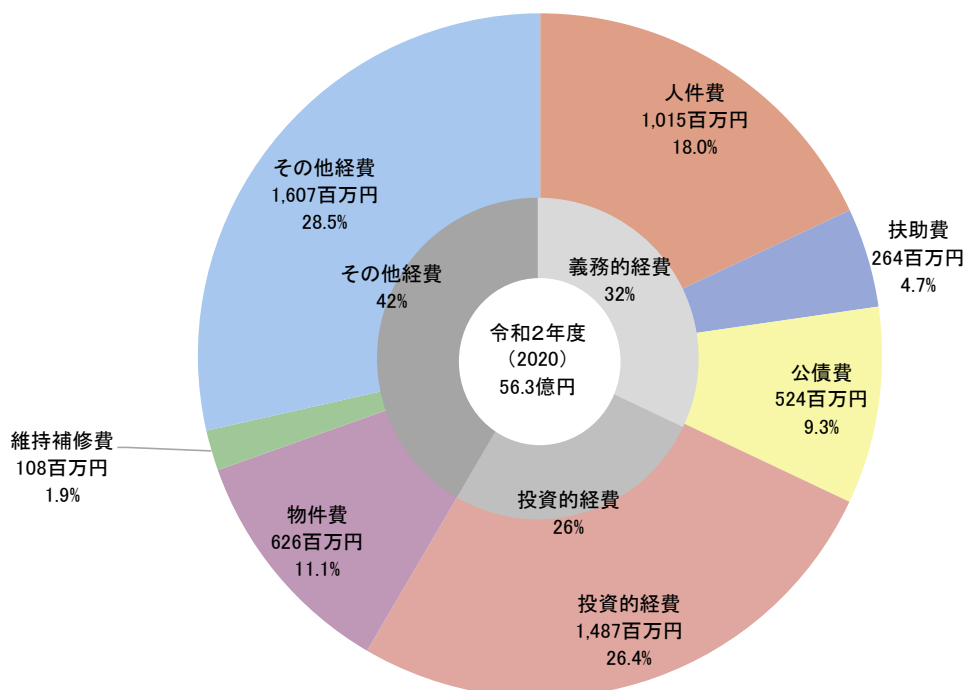
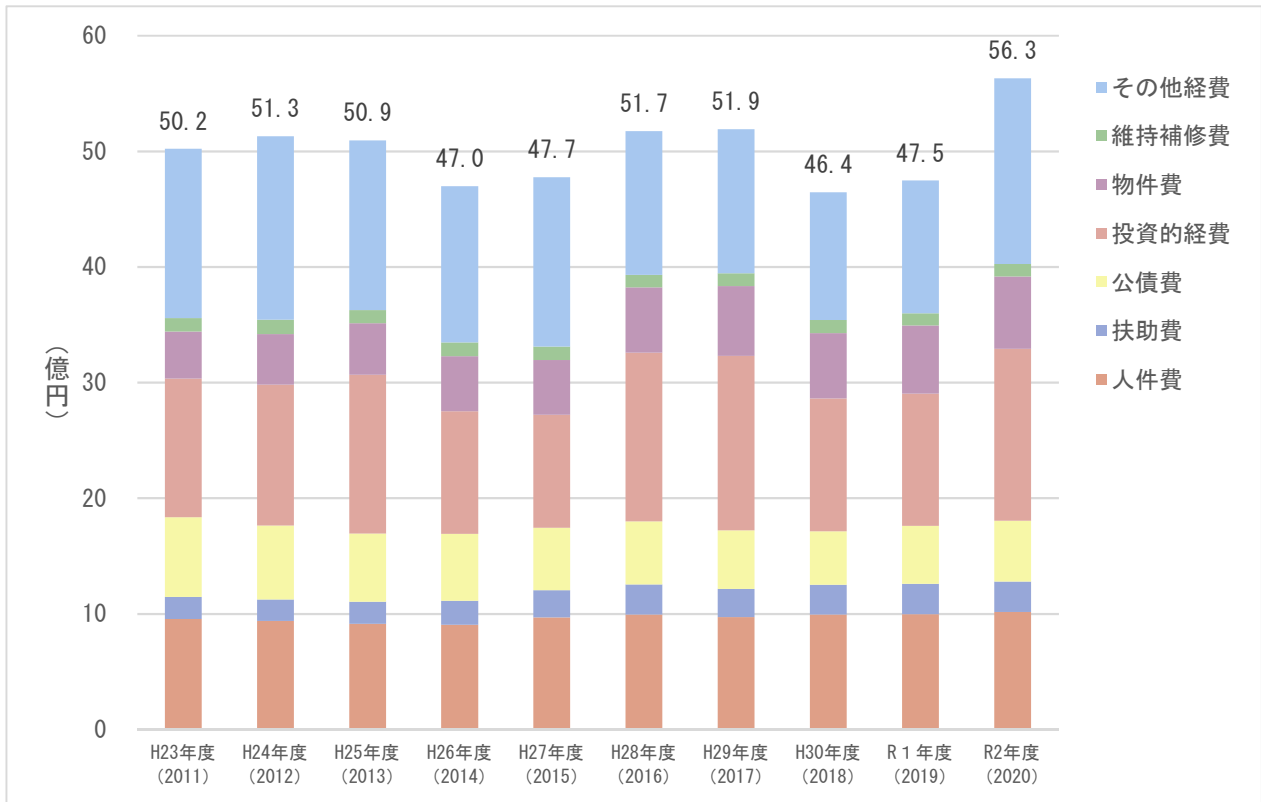
(1) 歳入の状況

令和2(2020)年度の一般会計を基に本町の歳入の状況を見ると、町税(地方税)が約610百万円で、地方交付税が約2,344百万円となっています。



(2) 歳出の状況

令和2(2020)年度の一般会計を基に本町の歳出の状況を見ると、投資的経費が約1,487百万円で、物件費が約626百万円となっています。



3. 公共施設（建築物）の状況

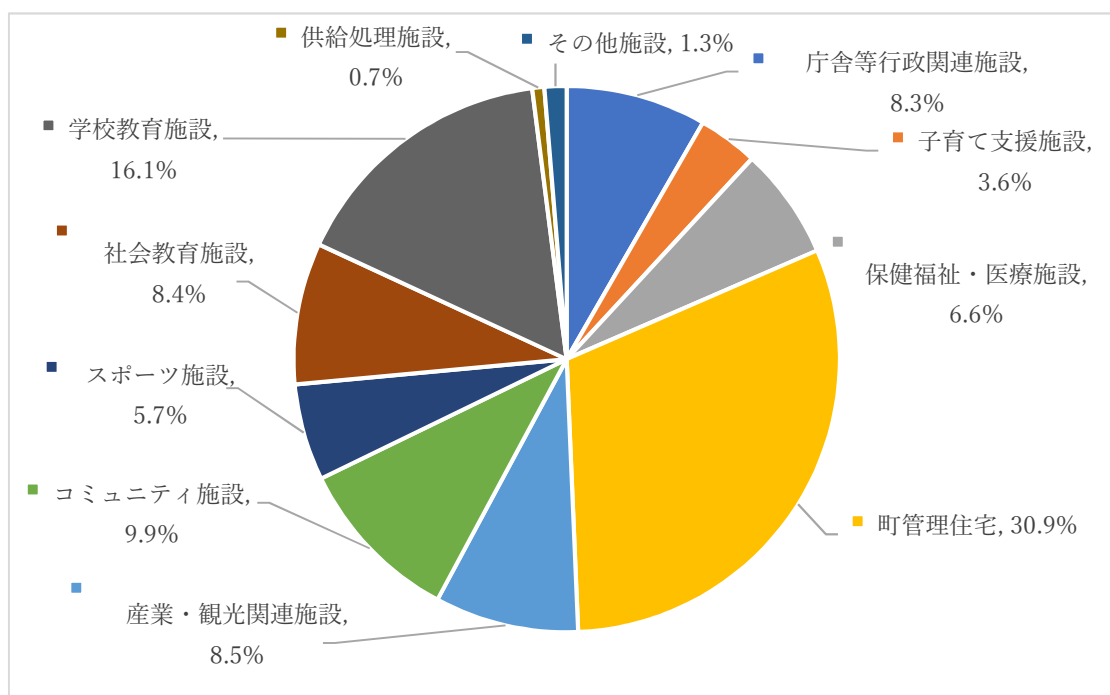
(1) 公共施設（建築物）の所有状況

令和2（2020）年度末現在の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約6.8万㎡となっており、その内訳は、大きい順で町管理住宅が30.9%、学校教育施設が16.1%、コミュニティ施設が9.9%と続きます。

また、1人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）で22.71㎡となり、全国平均3.22㎡の約7.1倍と、全国平均より大幅に多い状況となっています。

番号	分類名称	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)	1人当たり面積 (㎡/人)	延床面積 割合
1	庁舎等行政関連施設	11	5,706.89	1.89	8.3%
2	子育て支援施設	2	2,442.04	0.81	3.6%
3	保健福祉・医療施設	10	4,534.51	1.50	6.6%
4	町管理住宅	135	21,181.46	7.01	30.9%
5	産業・観光関連施設	28	5,841.28	1.93	8.5%
6	コミュニティ施設	29	6,827.41	2.26	9.9%
7	スポーツ施設	3	3,933.89	1.30	5.7%
8	社会教育施設	2	5,750.30	1.90	8.4%
9	学校教育施設	30	11,031.89	3.65	16.1%
10	供給処理施設	1	486.00	0.16	0.7%
11	その他施設	7	901.15	0.30	1.3%
合計		258	68,636.82	22.71	100.0%

※施設数及び延床面積は固定資産台帳より作成。人口は令和2年国勢調査（3,022人）を使用。



(2) 公共施設老朽化の状況

① 建築経過年数の状況

個別施設計画で記載した公共施設の建築から令和2(2020)年度末までの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の45.2%となっており、築年数30年以上の公共施設は54.8%となっています。特に築40年以上経過した公共施設は全体の31.2%を占めています。

● 建築経過年数の状況 (延床面積)

(単位：㎡)

番号	分類名称	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
1	庁舎等行政関連施設	178.86	674.70	295.70	430.88	4,126.75	5,706.89
2	子育て支援施設	66.04	-	-	2,376.00	-	2,442.04
3	保健福祉・医療施設	488.88	289.52	991.36	2,764.75	-	4,534.51
4	町管理住宅	2,083.46	5,608.19	6,893.84	3,037.90	3,558.07	21,181.46
5	産業・観光関連施設	823.64	468.00	829.53	689.01	3,031.10	5,841.28
6	コミュニティ施設	-	392.72	3,253.31	1,604.25	1,577.13	6,827.41
7	スポーツ施設	790.81	-	119.88	-	3,023.20	3,933.89
8	社会教育施設	-	4,114.93	-	1,635.37	-	5,750.30
9	学校教育施設	149.04	676.25	964.20	3,272.69	5,969.71	11,031.89
10	供給処理施設	-	486.00	-	-	-	486.00
11	その他施設	309.64	16.00	29.16	431.35	115.00	901.15
合計		4,890.37	12,726.31	13,376.98	16,242.20	21,400.96	68,636.82
割合		7.1%	18.5%	19.5%	23.7%	31.2%	100.0%

②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。

本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約 141.2 億円で、有形固定資産減価償却率は 70.1% と資産が老朽化している状況となっています。

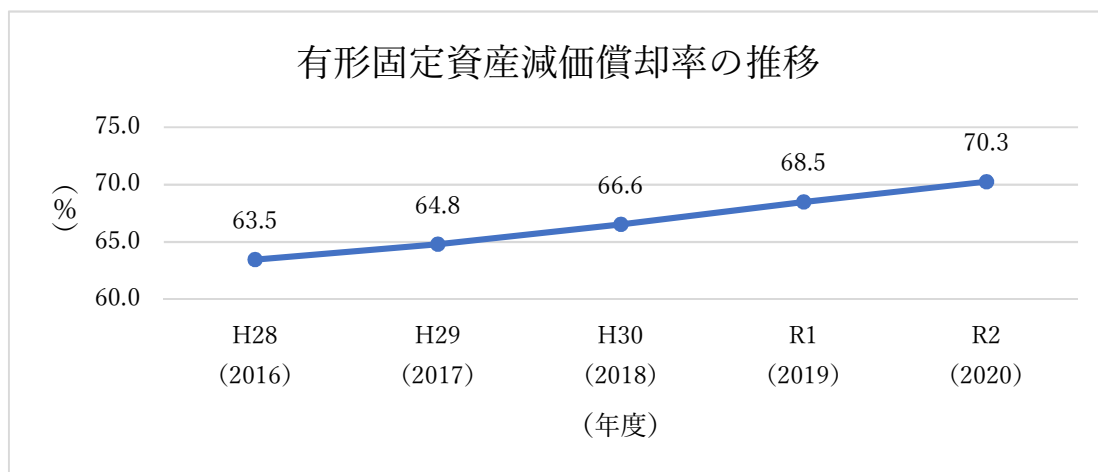
こうした現状から、建築物の長寿命化措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■令和 2（2020）年度末における資産別の有形固定資産減価償却率

番号	分類名称	取得価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
1	庁舎等行政関連施設	1,106,597	894,981	80.9%
2	子育て支援施設	527,682	420,472	79.7%
3	保健福祉・医療施設	1,093,118	706,589	64.6%
4	町管理住宅	3,709,407	2,373,438	64.0%
5	産業・観光関連施設	924,471	767,878	83.1%
6	コミュニティ施設	1,557,025	1,217,092	78.2%
7	スポーツ施設	1,003,207	733,190	73.1%
8	社会教育施設	1,396,894	571,852	40.9%
9	学校教育施設	2,636,551	2,111,188	80.1%
10	供給処理施設	25,091	25,091	100.0%
11	その他施設	140,340	99,372	70.8%
合 計		14,120,383	9,921,143	70.3%

③有形固定資産減価償却率の推移

建築物の減価償却率は、平成 28(2016)年度に 63.5%であったものが令和 2(2020)年度には 70.3%と増加しており、今後も増加を続けることとなります。



(3) 分類別の施設の状況（令和2（2020）年度末現在）

①庁舎等行政関連施設

現在の役場庁舎は昭和54（1979）年に建設され、既に41年が経過しています。

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産 減価償却率
役場庁舎	S54	41	3,111.76	80.0%
役場大津支所	H11	21	43.04	44.0%
二宮簡易郵便局	S47	48	80.19	100.0%
十弗簡易郵便局	S60	35	113.40	100.0%
十弗消防会館	H2	30	87.48	100.0%
とち広域消防事務組合豊頃消防署	S48	47	772.72	92.0%
大津分遣所	S57	38	230.00	99.9%
豊頃分遣所	S54	41	162.08	100.0%

②子育て支援施設

茂岩小学校を閉校し、平成20（2008）年度から茂岩保育所、学童保育所、子育て支援センター、こどぼの教室を併設した「こどもプラザとよころ」を運営しています。

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産 減価償却率
こどもプラザとよころ	S57	38	2,376.00	81.4%
大津保育所	H25	7	66.04	27.6%

③保健福祉・医療施設

保健福祉施設には、保健センター、町立豊頃医院などがあります。

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産 減価償却率
高齢者健康増進センター	H2	30	630.20	78.3%
福祉センター事務所	S57	38	547.43	74.0%
福祉活動拠点施設	H27	5	488.88	8.8%
保健センター	H7	25	712.48	64.8%
町立豊頃医院	H1	31	1,338.95	78.0%
町立大津診療所	H11	21	94.20	44.0%
歯科診療所	H16	16	289.52	39.0%

④町管理住宅

町管理住宅のうち町営住宅は、現在運用しているもので最も古い住宅は昭和 48（1973）年に建設されており、既に 47 年が経過しています。

現在、本町においては平成 23（2011）年度に策定した「豊頃町公営住宅等長寿命化計画」を基に平成 24（2012）年度以降 10 カ年にわたり、施設更新等が行われています。

■主な施設

	施設名称	建築年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率
町営	豊頃南町A団地5号～12号	S48	47	164.21	100.0%
特定公共賃貸	中央新町住宅（独身者向け）9番～12番	H6	26	299.16	85.0%
町有独身	中央新町1号～4号	H4	28	299.16	91.8%
町有	十弗3号、4号	S45	50	100.44	100.0%
町有	大津港町1号、2号（漁業振興）	H22	10	145.75	30.6%
町有	茂岩栄町11号、12号（高齢者）	R2	0	101.40	0.0%

⑤産業・観光関連施設

産業・観光関連施設は、農業関連施設ととよころ物産直売所が中心となっています。

■主な施設

	施設名称	建築年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率
	農業農村サポート研修施設	H15	17	468.00	48.0%
	農ある暮らし移住等体験用住宅（土間のある家）	H23	9	91.00	36.8%
	農ある暮らし移住等体験用住宅（カラマツの家）	H23	9	73.00	36.8%
	二宮公共牧場事務所	H4	28	34.00	72.9%
	湧洞公共牧場事務所	S44	51	101.00	100.0%
	トイトッキ公共牧場事務所	H7	25	32.40	64.8%
	十勝ロイヤルホテル	S50	45	1,576.00	96.8%
	とよころ物産直売所	H23	9	359.58	36.8%
	産業活性化施設	S55	40	1,153.21	100.0%
	まちなか活性化拠点施設「ココロコテラス」	S60	35	551.31	100.0%
	ジュエリーハウス	R2	0	143.46	0.0%

⑥コミュニティ施設

いずれの施設も町民の利用率が高いため、現状を維持し使用していきます。

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率
はるにれ友遊館	S58	37	398.00	100.0%
豊頃地域コミュニティセンター	H7	25	750.17	52.8%
大津地域コミュニティセンター	H11	21	757.46	44.0%
中央区コミュニティセンター	H15	17	302.00	73.6%
礼文内地域コミュニティセンター	H7	25	162.81	100.0%
統内生活改善センター	S51	44	297.27	100.0%
農野牛老人憩の家	S54	41	126.36	100.0%
平和近隣センター	S55	40	120.69	100.0%
末広近隣センター	S56	39	222.75	100.0%
アメニティホール	H3	29	277.66	100.0%
二宮構造改善センター	H4	28	530.00	81.0%

⑦スポーツ施設

スポーツ関連施設は住民の利用ニーズが高く、これまでも比較的多くの修繕を行っています。施設整備計画を作成し、計画的に長寿命化を図ります。また、町営スケートリンク移転時に町営スケートセンターの使用方法や維持管理を含めて検討します。

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率
総合体育館	S55	40	3,023.20	85.8%
町営スケートセンター	H4	28	119.88	100.0%
町民プール	H24	8	790.81	32.2%

⑧社会教育施設

社会教育施設はえる夢館や二宮報徳館が該当し、更新までは期間がありますが維持補修をしながら長寿命化を図ります。

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率
える夢館	H13	19	4114.93	36.0%
二宮報徳館 (旧二宮小学校校舎)	S61	34	1635.37	72.6%

⑨学校教育施設

学校教育施設は小学校及び中学校で、耐震工事が必要な施設については平成 21（2009）年に完了しています。

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産 減価償却率
豊頃小学校校舎	H2	30	2,230.00	63.8%
大津小学校校舎	S53	42	1,745.00	90.2%
豊頃中学校校舎	S49	46	1,841.00	99.0%
公用車庫（スクールバス）	S52	43	284.25	100.0%
学校給食センター	H9	23	498.00	55.0%

⑩供給処理施設

供給処理施設は、リサイクルストックヤードなどのゴミ処理関連の施設です。適切な維持管理を行い現状維持します。

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産 減価償却率
リサイクルストックヤード	H13	19	486	100.0%

⑪その他施設

■主な施設

施設名称	建築年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産 減価償却率
葬斎場	H28	4	309.64	6.0%
旧歯科診療所	S60	35	283.77	100.0%
信金横公衆便所	S61	34	14.58	100.0%
新和町バス待合所兼トイレ	H6	26	29.16	100.0%
大津漁港公衆トイレ	H18	14	16.00	87.1%
消防職員住宅 1号、2号	S54	41	115.00	88.0%
消防職員住宅 3号、4号	S56	39	133.00	83.6%

4. 公共施設（建築物）の建築年度別の状況

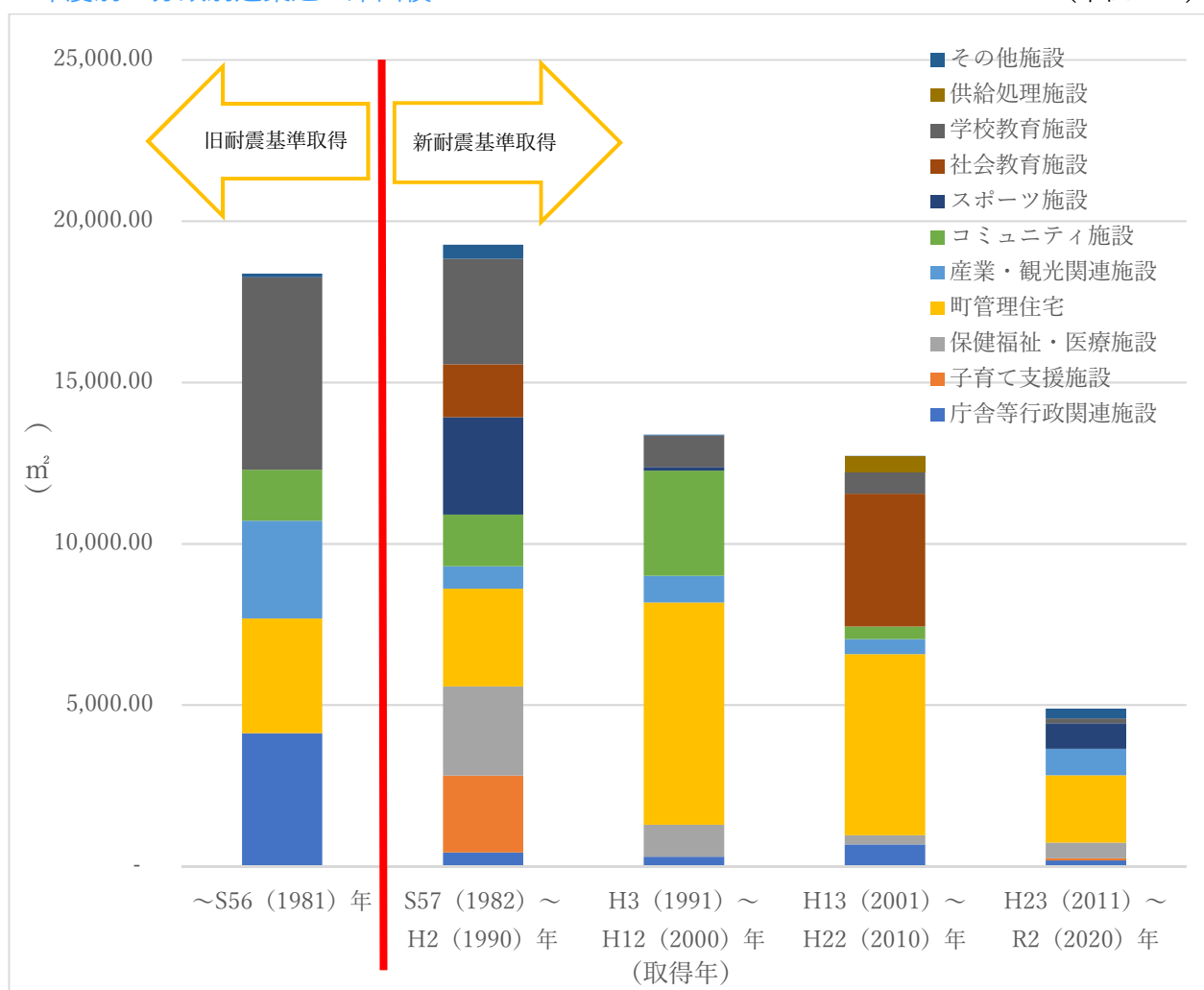
現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和 56 年（1981 年）に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、本町における建築年度別の延べ床面積（㎡）を見ると次の表のとおりになります。

本町においては、旧耐震基準（昭和 56 年以前）に建築されたものが、全体の 26.8%を占めています。特に庁舎等行政関連施設及び学校教育施設の割合が多く、今後の対応を考える必要があります。

■年度別・分類別建築延べ床面積

（単位：㎡）



5. インフラ施設の状況

(1) 道路

本町の道路網は、主要幹線である国道 38 号など国道 2 路線、道道 10 路線及び町道 280 路線によって構成されています。

町道の延長は 313.7 km で改良率は 72.9%、舗装率は 62.4% とはまだ十分とはいえない状況であり一層の整備が必要となっています。

■町道の状況（令和 2 年度末）

種別	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	31.2	52.0	66.5	72.3	72.9
舗装率 (%)	4.3	25.5	47.8	57.9	62.4
農道					
延長 (m)	—	—	28,896	26,589	27,389
林道					
延長 (m)	—	—	—	82,871	75,008

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は、令和 2（2020）年度末現在で 109 橋あり、このうち建設後 50 年以上を経過した橋梁は 4 橋であるが、20 年後には約 73% に当たる 80 橋まで増加します。

	1 級町道	2 級町道	その他町道	合計
全管理橋梁数	27	16	66	109
うち計画の対象橋梁数	27	16	66	109
うち R2 年度計画策定橋梁数	27	16	66	109

○長寿命化修繕計画の対象：
令和 2 年度末時点で豊頃町が管理する全 109 橋を計画の対象とします。

(3) 簡易水道

水道は茂岩簡易水道及び幕別町、浦幌町からの一部給水により、町内全域に供給できる体制にあり、現在の給水人口は 2,847 人、普及率は 94.7% となっています。

施設は設置後長年経過しているため、平成 29（2017）年度から基幹的施設改良事業により、計画的に配水管路、電気・機械設備の更新を行っています。今後も計画的に整備を行い安定した水道水を供給するとともに、公営企業会計への移行を検討していきます。

(4) 下水道

下水道区域は、大津処理区 35.4ha、茂岩処理区 104.6ha で、1 日当たりの汚水処理量は、大津処理区 90 m³、茂岩処理区 550 m³であり、処理区内の約 9 割の世帯が排水施設を設置していますが、未設置の多くは高齢者世帯のため、普及が伸び悩んでいる状況にあります。

下水道区域以外の水洗化は、農村部を中心に合併処理浄化槽の設置に対する助成により、約 6 割の整備が進んでおり、下水道と浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は 90.2%となっています。

今後は安全・安心・快適な生活環境を実現するため、生活排水処理基本計画に基づき、計画的な汚水処理を推進するとともに、老朽施設の機能の保全・向上のため、下水道ストックマネジメント計画に沿って適正な維持管理を進める必要があります。

Ⅲ

施設更新の基本方針

1. 豊頃町の公共施設等の課題

(1) 公共施設等の修繕・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。本町が保有する公共施設（建築物）は、旧耐震基準（昭和56（1981）年以前）に建築されたものが、約4分の1を占めています。

これらの施設は、今後、大規模な修繕や更新（建替え等）の時期を迎えることとなりますが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、全ての施設の修繕や更新等に対応することはできず、必要の高い施設まで安全・安心の確保が出来なくなる恐れがあります。インフラ施設についても、老朽化の進行による橋桁のコンクリート剥離や路面の凸凹による事故、上水道・下水道管の損傷、それに伴う漏水による道路陥没など、安全、安心を確保した生活の継続ができなくなる恐れがあります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

社会経済情勢の変化に伴う、町民のニーズに対応した適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。これらの状況を背景として、施設需要にも変化が見られることが想定され、例えば、高齢者福祉関連施設の需要が高まる一方で、小中学校等の年少世代が利用する施設は、1施設あたりの利用人数が低下することが予想されます。また、社会経済情勢の変化に伴い、新たな施設需要が生まれる可能性があります。

(3) ひっ迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い、町税収入等一般財源の減少が予想される一方で、少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することが予想されます。こうした厳しい財政状況のなか、公共サービスの一定水準を維持しつつ、運営コストをできる限り抑制することを念頭に、更新（建替え）や大規模修繕等をどの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを適切に判断する必要があります。

公共施設等の役割や利用状況等に基づき、個々の施設等の将来展望を検討するなど、各々の施設ごとに将来コスト等を明らかにしていく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。現在行っている法定点検の他、必要に応じ任意の調査、点検を効果的に実施することとします。

その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による損傷の度に必要な修繕が行われてきました。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性や役割を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。予防保全型維持管理については、公共施設等の利用率や役割、老朽化等を総合的に勘案し、維持管理・修繕・更新等を実施します。

なお、実施に当たっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、初期投資及び施設運営に関するコストを総合的に検証した上でトータルコストに配慮することとします。

※予防保全型維持管理：損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

(参考) 事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。【公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針より】

(3) 安全確保の実施方針

生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

これまでは劣化や損傷が起きてからの対応が中心でしたが、今後は、外壁の落下、防災設備の故障など利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。そのほか、すでに用途廃止した施設や利用率の低い施設について、今後も利用が向上する見込みのない施設かつ老朽化した施設が生じた場合には、周辺環境への影響を考慮し、取り壊しするなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

（４）長寿命化の実施方針

公共施設等の不具合や劣化などに対して、従来のように維持管理・修繕していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況の下では、非常に困難な状況にあります。

点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底し、今後も継続的な運用（利用）をする必要がある施設については、計画的な施設の長寿命化を推進します。

（５）統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や老朽化等を踏まえ、公共施設等の統合や廃止等の方向性を検討します。方向性の検討にあたっては、単に施設の必要性の有無だけで判断するのではなく、施設で行われている事業（サービス）の必要性等とあわせて検討を行う必要があります。実際の統合や廃止（取り壊し）までの決定については、個別評価を行うなど、現状評価と今後の評価を踏まえ、十分な議論ののちに行います。

（６）建物の耐震化に関する基本的な考え方

公共施設については、災害時の拠点施設や、避難所等としての役割を持つものも多いことから、その用途、規模、利用状況などを勘案し、必要に応じ耐震化を検討します。

（７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理は、各部署との連携協力により全庁的に推進します。なお、前述のとおり、全体の取り組みや計画の進捗・管理等については、総合的かつ計画的な管理を実現するために、以下の点について進めます。

①職員一人ひとりの意識向上

本計画の推進には、職員一人ひとりが計画内容等を理解することが重要です。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、公共施設等の予防保全維持管理や修繕、運営に関するコストの考え方に対する意識向上に努めます。

②民間活用の検討

公共施設等の更新等については、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もあることから、必要に応じ官民連携した取組みを検討します。

このため、公共施設等の現状などを広く情報提供・公開に努めます。

③住民・議会との情報共有

公共施設等の更新や配置は、まちづくりのあり方に関するものとなることから、住民及び議会への十分な情報提供等を行うよう努めます。特に、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階では、住民や議会に対して十分な説明や意見交換等による議論の場を設け、合意形成を図った上で事業を実施します。

④地方公会計制度（財務書類）との連携

平成 27（2015）年 1 月 23 日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められているため、この固定資産台帳の整備・更新に際して得た固定資産に関する様々な情報を、公共施設等の管理運営に役立て、公共施設等の更新や維持管理等と地方公会計制度を一体で推進することとします。

（8）フォローアップの実施方針（公共施設等総合管理計画の見直しの実施方針）

この計画の内容については、今後新たに策定する個別の長寿命化計画をはじめ、社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直しを行います。

また、公共施設等の建設や統合、廃止（取壊し）等の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

（9）ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。

今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

（1）庁舎等行政関連施設

役場本庁舎及び消防関連施設は、防災拠点となることを踏まえ、耐震性や安全確保の観点を重視しつつ、今後、どの手法で更新するか検討します。

（2）子育て支援施設

老朽化の高い施設については、すでに大規模改修や修繕を行い、長寿命化を図っています。今後も、適正な保守や診断により計画的に修繕し、施設機能を長期間維持できるよう管理を行います。

（3）福祉・医療関連施設

老朽化の高い施設については、すでに大規模改修や修繕を行い、長寿命化を図っています。今後も、適正な保守や診断により計画的に修繕し、施設機能を長期間維持できるよう管理を行います。

（4）町管理住宅等

計画的な個別改善、修繕実施や適切な維持管理を行い、長期的な活用に取り組んでいくことを基本とし、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。詳細計画については、「豊頃町公営住宅等長寿命化計画」「豊頃町住生活基本計画」に基づき実施します。

（5）産業・観光関連施設

老朽化の高い施設については、計画的な改修や修繕で、長寿命化を図っています。今後も、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備等の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努めます。

(6) コミュニティ施設

各地域のコミュニティセンターについては、随時改修整備を行い、地域住民の総合的な地域活動の拠点施設として、安全性や利便性の向上を図ります。

(7) スポーツ施設

スポーツ施設の中心となる総合体育館の老朽化が進んでおり、計画的な改修や修繕での長寿命化を図るとともに、各施設の利用状況を踏まえ、更新時の対応を検討します。

(8) 社会教育施設

社会教育施設については、計画的な改修や修繕で、長寿命化を図り、地域住民の社会教育活動の拠点として、利用促進を図ります。

(9) 学校教育施設

学校の統廃合に関しては、過去に進めてきた結果、現在は小学校2校、中学校1校となっています。

豊頃中学校校舎は耐力度調査の結果、構造上危険な建物と判断されたため改築することとし、公共施設マネジメントの観点から小中学校の施設機能の集約化、小中連携教育及び将来的な一貫教育に備えるため、現在の豊頃小学校校舎を渡り廊下で連結した構造とし、豊頃小学校についても長寿命化改修を図ることにより一体型併設校舎の実現を目指します。

なお、大津小学校については耐震化や屋内運動場の天井について落下防止策を完了しており、計画的な改修や修繕で長寿命化を図ります。

(10) 供給処理施設

全面的に老朽化が進んでいるため、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備等の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努めます。

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

橋梁については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めます。その他施設については、豊頃町総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(1) 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

- ①町道の計画的な改良・舗装及び維持補修に努めます。
- ②幹線道路である国道・道道の拡幅、改良などを積極的に要請するとともに、冬季間の交通確保に努めます。
- ③農道の整備と維持管理を推進します。
- ④効率的な森林整備や適正な管理・経営を促すため、林道の整備を推進します。

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は 109 橋で、今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、平成 25 (2013) 年度に策定し、平成 30 (2018) 年 3 月に改訂した「豊頃町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 3 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

(3) 簡易水道

簡易水道の給水開始から 40 年以上が経過し、施設・機械設備の老朽化が進行しているため、計画的な施設更新などを進めます。

また、導・配水管については、法定耐用年数 (40 年) を経過する管路の割合が増加するため、重要度・優先度・耐震性を考慮し、計画的な更新に努めます。

①水道施設の老朽化に伴い、緊急度の高い施設から計画的に整備することにより、安全で安定した水道水の供給を図ります。

(4) 下水道

老朽化した機器・設備の長寿命化対策を講じるため、「豊頃町下水道施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を進めます。

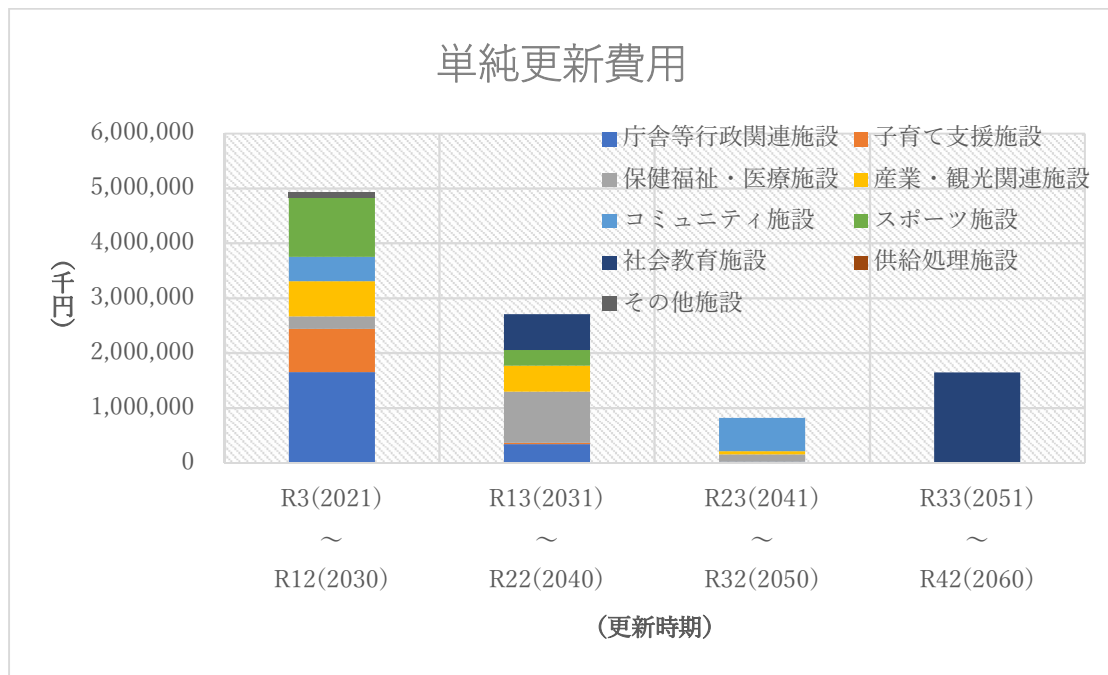
管路については、耐用年数を迎えるまでまだ期間がありますが、調査・点検を通じた予防保全型維持管理に基づき修繕等によって長寿命化につなげます。

- ①老朽化施設の機能の保全・向上のため、地域の特性や費用対効果を踏まえ、適切な維持管理と計画的な改修・更新を図ります。
- ②下水道区域以外の汚水処理のため、合併処理浄化槽設置に対し助成を行います。

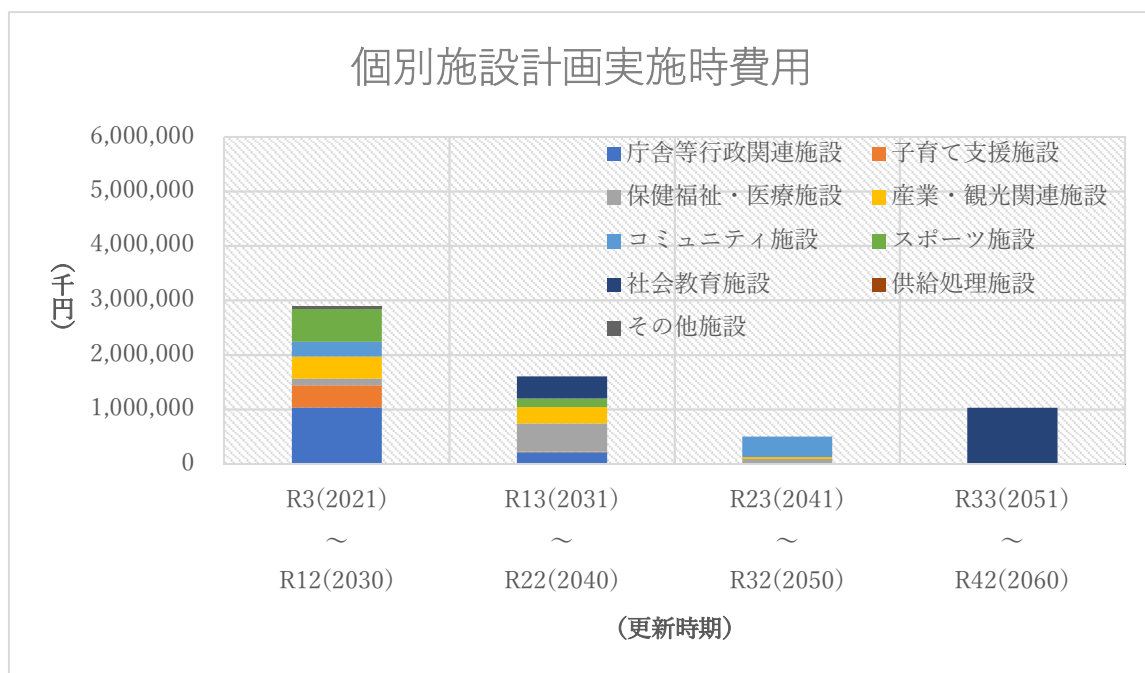
3. 各種個別計画の財政効果

(1) 公共施設

公共施設等個別施設計画の財政効果は令和 42（2060）年までで約 40 億円の費用削減が見込まれます。



個別施設計画の実施



【単純更新費用】

(単位：千円)

	R3(2021) ～ R12(2030)	R13(2031) ～ R22(2040)	R23(2041) ～ R32(2050)	R33(2051) ～ R42(2060)	合計
庁舎等行政関連施設	1,654,856	341,424	17,216	0	2,013,496
子育て支援施設	784,080	21,793	0	0	805,873
保健福祉・医療施設	226,872	935,589	138,139	0	1,300,600
産業・観光関連施設	644,000	472,232	57,384	0	1,173,616
コミュニティ施設	439,088	0	603,052	0	1,042,140
スポーツ施設	1,088,352	284,692	0	0	1,373,044
社会教育施設	0	654,148	0	1,645,972	2,300,120
供給処理施設	0	0	0	0	0
その他施設	95,040	0	0	0	95,040
合計	4,932,288	2,709,878	815,791	1,645,972	10,103,929

個別施設計画の実施



【計画実施時費用】

(単位：千円)

	R3(2021) ～ R12(2030)	R13(2031) ～ R22(2040)	R23(2041) ～ R32(2050)	R33(2051) ～ R42(2060)	合計
庁舎等行政関連施設	1,034,285	213,390	10,760	0	1,258,435
子育て支援施設	403,920	11,227	0	0	415,147
保健福祉・医療施設	126,040	519,772	76,744	0	722,556
産業・観光関連施設	402,500	295,145	35,865	0	733,510
コミュニティ施設	274,430	0	376,908	0	651,338
スポーツ施設	604,640	158,162	0	0	762,802
社会教育施設	0	408,843	0	1,028,733	1,437,576
供給処理施設	0	0	0	0	0
その他施設	52,800	0	0	0	52,800
合計	2,898,615	1,606,539	500,277	1,028,733	6,034,164

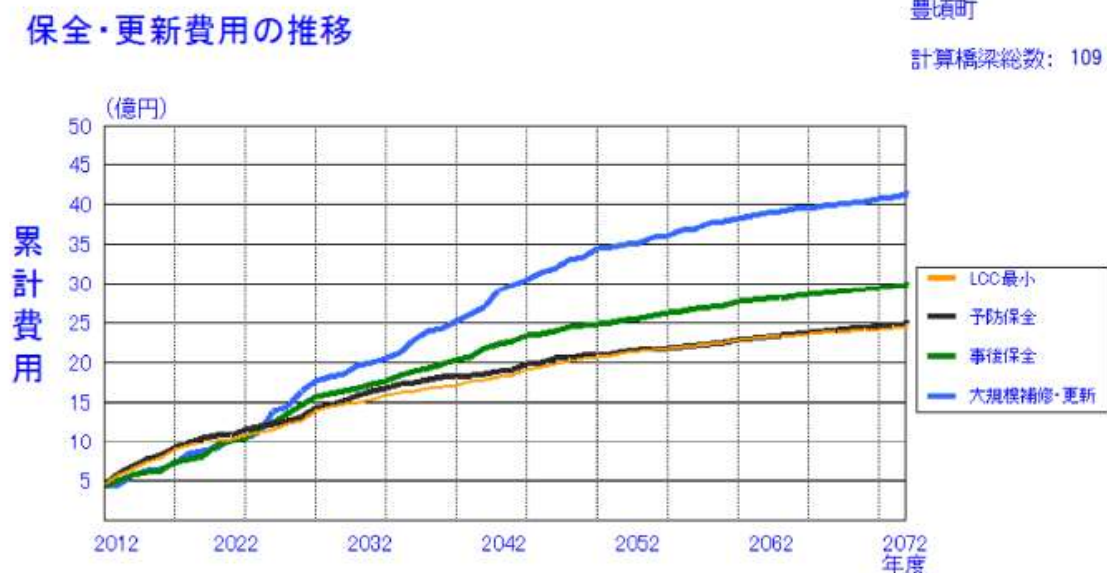
【費用削減額(=単純更新費用－計画実施時費用)】

(単位：千円)

	R3(2021)～ R12(2030)	R13(2031)～ R22(2040)	R23(2041)～ R32(2050)	R33(2051)～ R42(2060)	合計
庁舎等行政関連施設	620,571	128,034	6,456	0	755,061
子育て支援施設	380,160	10,566	0	0	390,726
保健福祉・医療施設	100,832	415,817	61,395	0	578,044
産業・観光関連施設	241,500	177,087	21,519	0	440,106
コミュニティ施設	164,658	0	226,144	0	390,802
スポーツ施設	483,712	126,530	0	0	610,242
社会教育施設	0	245,305	0	617,239	862,544
供給処理施設	0	0	0	0	0
その他施設	42,240	0	0	0	42,240
合計	2,033,673	1,103,339	315,514	617,239	4,069,765

(2) 橋梁

橋梁長寿命化修繕計画では、橋梁点検結果を基に、今後 60 年間の修繕・架替え事業費（予防保全型、事後保全型）を試算した結果、予防保全型の累計は約 25 億円、事後保全型の累計は、約 40 億円となり予防保全型の維持修繕を実施することにより約 15 億円のコスト縮減効果が期待できます。



(3) 簡易水道

平成 29 (2017) 年度から長節地区、統内地区、湧洞地区については老朽化した水道管を強度の強い材質に順次更新することにより耐震化及び長寿命化を図り、有収率の向上も図ります。また二宮浄水場、長節浄水場、久保ポンプ場、湧洞配水池、大川ポンプ場の機械電気設備の更新も平成 30 (2018) 年度から令和 5 (2023) 年度にかけて実施し、長寿命化を図ります。事業期間内における投資額は掛かりますが、当該箇所における将来的な投資額の抑制が期待できます。

また、建設改良費に関しては、平成 29 (2017) 年度から令和 8 (2026) 年度にかけて事業を実施するため、しばらく増加傾向になることが予想されます。

(4) 下水道

平成 7 (1995) 年度の供用開始から、約 25 年が経過している現在、老朽化していく施設の長寿命化計画を策定し、事業を進めています。事業を実施していくため、今後も財政的に多額の支出が必要となることが見込まれています。それに対し、収入面においては、有収水量の将来的な増加は見込めないことから、使用料の収益を明確化しより適切に政策を推進します。併せて、効果的・効率的な事業の運営を図り、将来的な施設更新を鑑みた負担の平準化と必要十分な計画的維持管理、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来も視野に入れた財政運営を目指します。



公共施設マネジメントの推進体制

1. 推進方針

今後、総合管理計画の方針や本計画における各施設の方向性に基づき、個別施設ごとに具体的な取り組みを行います。事務的な整理や整備手法などの検討、具体的な対策の実施にあたっては、対象施設に関連する町民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。

また、長寿命化や複合化、予防・維持保全の推進を行う施設については、それぞれ修繕（改修）計画を策定し、実際の事業実施に際しては、財政状況との整合性を図り財政負担の軽減・平準化を図ります。

なお、対策（方向性）が「維持」「検討」となっている施設においても、建物の残寿命が短いものや社会情勢、町民ニーズの変化により施設のあり方を考慮するものについては、今後、計画の見直しや次期策定時において対策(方向性)を検討します

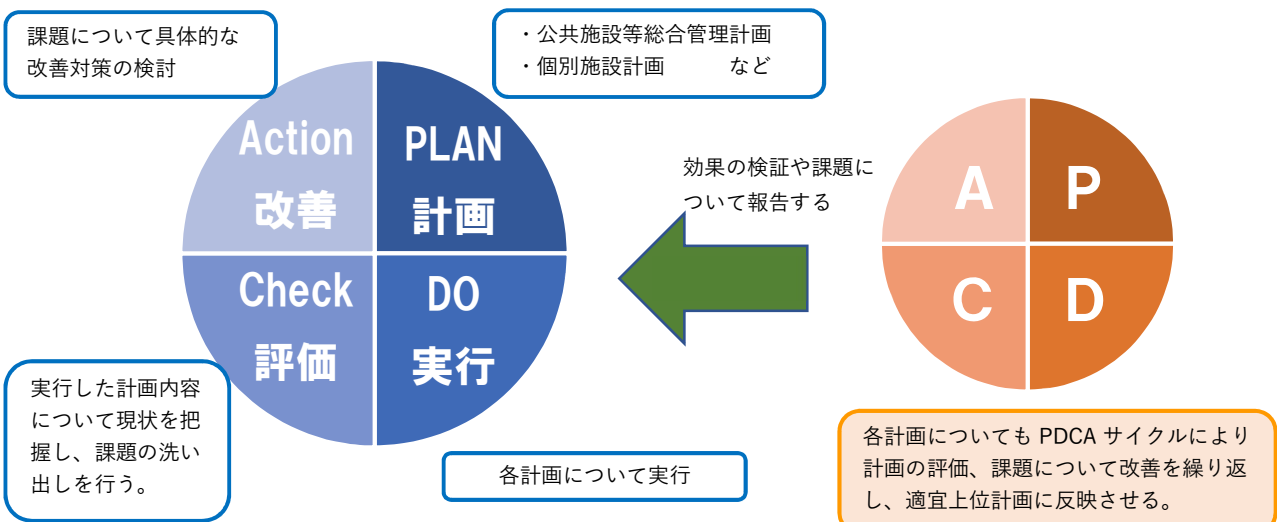
2. 推進体制

各種個別施設計画に記載している対策については、各公共施設の所管課を中心として実施しますが、公共施設の統廃合や多機能化等、施設の再編については、長期的な展望を見極めながらその方向性について、全庁的な連携を図り取り進めます。

3. PDCA サイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントに PDCA サイクルを取り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、効果の検証と課題等を確認、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。



豊頃町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

(令和 4 年 3 月改訂)

〒089-5392 北海道中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地

Tel 015-574-2211

Fax 015-574-3750